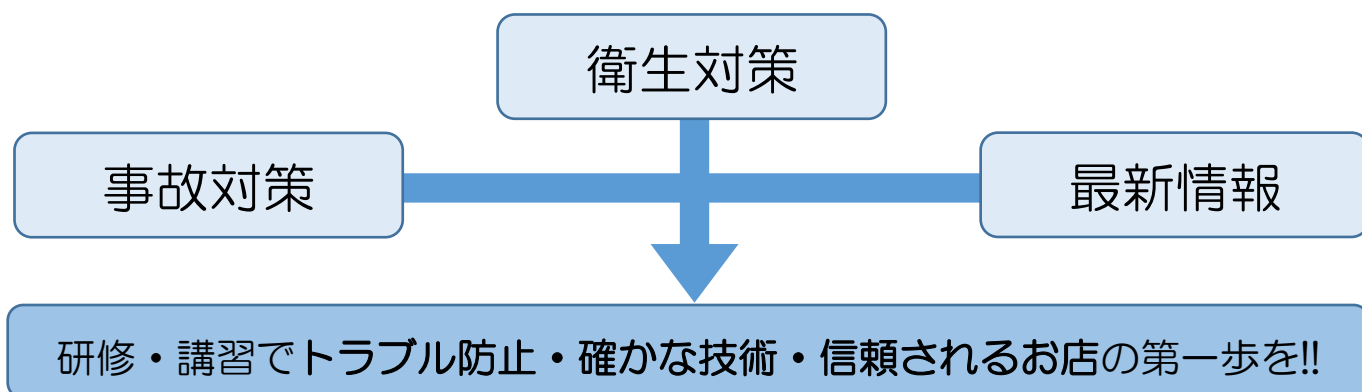


お客様は
安全・安心を求めています。
3年に一度は受けましょう。

クリーニング業法で定められた
クリーニング師研修・業務従事者講習を
受講しましょう!!



- クリーニング師及びクリーニング業務従事者の方は、クリーニング所等に從事してから1年以内に、その後は3年に一度都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが「クリーニング業法」により義務付けられています。
- 全国生活衛生営業指導センター及び鹿児島県生活衛生営業指導センターは、鹿児島県知事の指定を受けて、研修・講習を実施しています。
- 今回の研修・講習では、クリーニング事故賠償基準が平成27年10月から改訂されていますが、認知度が低いため、**クリーニング問題事例**を示しながら、改めて理解を図ります。また、**ウェットクリーニング項目を追加**し、詳しく解説しています。



◎受講された方には、**修了証書と修了済ステッカー（左図）**が交付（発行）されます。

《《 お問 合 わ せ 》》

公益財団法人
鹿児島県生活衛生営業指導センター
鹿児島市新屋敷町 16-213(公社ビル 2F)
TEL : 099-222-8332
FAX : 099-222-8333
kagoshimacenter@seiei.or.jp

Q 1 私のお店には3人のクリーニング師がいますが、3人とも受講が必要ですか。

A クリーニング業務に従事しているクリーニング師の方は、必ず3年に一度受講する必要があります。今年、3人全員が受講できない場合は、翌年以降に受講するなど、受講する方を割り当ててください。**(この場合、一部の方を2型通信制で受講させることもできます。)**

関連Q:案内された研修の開催日は都合が悪くて受講できません。どうしたらいいですか。

最寄りの会場での開催日に都合が悪い方は、県内の別会場での受講や通信制の研修も受講できます。

詳しくは、鹿児島県指導センターにお問い合わせください。

Q 2 クリーニング業務従事者講習の対象となるのは、どのような人ですか。

A クリーニング所（工場）又は取次店ごとに、次の方が対象となります。

- ① クリーニング所等の開設から1年以内に、その後は3年を超えない期間ごとに、営業者が選んだ方
- ② クリーニング業務に従事している方（クリーニング師免許を持たない方）の中から、1店舗ごとに5名につき1名の割合で営業者が選んだ方（例：5人以下の店舗では1名。6人から10人の店舗では2名。）

※ 常時雇用、臨時雇用、季節雇用等の雇用形態又は勤務形態の違いは問いません。
専ら事務的業務に従事する方は講習の対象から除外されます。

Q 3 第13クール(令和7年度～9年度)の研修・講習の改訂ポイントを教えてください。

A 研修・講習内容は各都道府県によって多少異なりますが、第13クールのポイントは次のとおりです。(①～③研修・講習共通 ④は研修のみ)

- ① **クリーニング師の役割を分かりやすく列挙しました。**
「クリーニング所の衛生管理要領」が一部改正され、クリーニング師が実施すべき事項（衛生法規及び講習衛生関係が5業務、洗濯物の処理関係が2業務）が明確に規定されたため、改めてその役割を分かりやすく列挙（表記）しました。
- ② **労働安全衛生法規則（職場における熱中症対策の強化）が改正され、事業者には体制整備や手順作成、関係者への周知が義務づけられました。**
- ③ **事業承継の手続きが簡素化されました。（事業承継の幅が拡大）**
法律の改正により、親族（相続人）・法人以外の第三者への事業承継も現状の営業者の地位を引き継ぐことが可能となり、譲渡人は廃業届が不要となりました。
- ④ これまで別途に実施していた「クリーニング業のための特管責任者講習」のテキストをクリーニング師研修のテキストに一体化しました。

クリーニング**営業者の方に届出義務**があります

クリーニング師が異動(雇用・転勤・退職等)した場合の届出を忘れずに！！



ここがポイント

クリーニング所開設時に届け出た事項(開設届)に変更があったときは、営業者は保健所に「変更届」を提出する必要があります。

(例) 施設の名称・代表者の変更、施設の構造設備の変更、クリーニング師の変更 等

- 従事するクリーニング師に、雇用・転勤・退職・死亡等の異動があった場合は、速やかに届出をしましょう。
- 届出を行わないと、異動前の店舗に、既にそこでは従事していないクリーニング師宛の研修案内が届くことになります。
- 引退や病気等で変更届を提出しても、クリーニング師免許の返納は求められません。
(但し、クリーニング師が死亡した場合には、クリーニング師免許を交付した都道府県知事に対して、免許を返納しましょう。)

クリーニング師の父親が引退したが、何か届出が必要なのかな？

?



従業員の雇用・退職やお父様の引退などによって事業所のクリーニング師の在籍状況等に変更があった場合、保健所に変更届の提出が必要です。

◎ あなたのお店の届出・報告・申請状況を下の表でチェックしてみましょう!!

主な届出・報告・申請関係	主な管理者等関係
☐ クリーニング所の開設(変更)届 ☐ クリーニング営業の承継届 ☐ 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付状況報告 ☐ P R T R(第1種指定化学物質の排出量及び移動量の届出) ☐ 危険物取扱所設置許可(変更)申請 ☐ 建築確認申請 ☐ 中間検査申請 ☐ 完了検査申請 ☐ ボイラー設置届 ☐ 土壌汚染状況調査結果報告	☐ クリーニング師 ☐ 特別管理産業廃棄物管理責任者 ☐ 有機溶剤作業主任者 ☐ ボイラー取扱作業主任者 ☐ 乾燥設備作業主任者 ☐ 危険物取扱者
	主な衛生措置関係
	☐ 下水道法に定められた特定施設設置届 ☐ 水質汚濁防止法に定められた特定施設設置届

(注1) 項目等は主要なものです。全てを網羅しているわけではありません。

(注2) 自治体による上乗せ条例もありますので、詳細については関係機関にお問い合わせください。

各種法令を順守して、お客様に安全・安心を！

クリーニング所関係業務を行う保健所一覧表

保健所名	所在地	連絡先	管轄区域
鹿児島市保健所	〒892-0816 鹿児島市山下町 11-1	099-224-1111	鹿児島市
県伊集院保健所	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口 1960-1	099-273-2332	鹿児島郡、日置市、 いちき串木野市
県加世田保健所	〒897-0001 南さつま市加世田村原 二丁目 1-1	0993-53-2315	枕崎市、南さつま市 南九州市、指宿市
県川薩保健所	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町 228-1	0996-23-3165	薩摩川内市、薩摩郡 出水市、阿久根市、 出水郡
県始良保健所	〒899-5112 霧島市隼人町松永 3320-16	0995-44-7951	霧島市、始良市、 始良郡、伊佐市
県鹿屋保健所	〒893-0011 鹿屋市打馬二丁目 16-6	0994-52-2103	鹿屋市、垂水市、 肝属郡、曾於市、 志布志市、曾於郡
県西之表保健所	〒891-3192 西之表市西之表 7590	0997-22-0777	西之表市、 熊毛郡（中種子町、 南種子町）
県屋久島保健所	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房 650	0997-46-2024	熊毛郡（屋久島町）
県名瀬保健所	〒894-8501 奄美市名瀬永田町 17-3	0997-52-5411	奄美市、大島郡 （大和村、宇検村、 瀬戸内町、龍郷町、 喜界町）
県徳之島保健所	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津 4943-2	0997-82-0149	大島郡（徳之島町、 天城町、伊仙町、 和泊町、知名町、 与論町）

※管轄区域の保健所にお問い合わせください。